

# 若者・子育て当事者等意見聴取事業業務委託に係る 公募型プロポーザル審査基準

## 1 審査方法

提出された企画提案書類等、経費見積書、業務実施体制に基づいて書面審査を行い、その得点が最も高かった者を委託先として選定する。同点の場合は、審査員の協議によって委託先を決定する。

## 2 審査基準

審査は、以下の審査基準に基づいて採点を行う。

項目	評価内容	配点
企画提案	(1) 事業の趣旨・目的を踏まえた効果的な提案（企画内容、講演者等）がされているか。	20点
	(2) ワークショップ等の実施について、具体的で効果的な提案となっているか。	10点
	(3) ワークショップ等の実施について、提案された内容等が、参加者が興味・関心を持つ内容となっているか。	10点
	(4) ワークショップ等の参加者が子育て支援や少子化対策等に関する意見について言いやすくなるような工夫はされているか。	20点
	(5) ワークショップ等の開催にあたり、PR方法は集客効果が高いものとなっているか。	20点
業務実施体制	(6) 業務を円滑かつ確実に実施できる体制、スケジュールであるか。また、同種・類似業務の実績を有しているか。	10点
経費見積書	(7) 業務内容の質、量ともに委託金額に見合ったものとなっているか。	10点